

# (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 国際交流課物品利用申請方法

令和8年1月29日  
理事長 決 裁

当財団では、県内国際交流団体などに国旗等の物品の貸し出しを行っています。

## 貸出条件

1. 貸し出しの申請ができる人は、沖縄県内に事務所等活動の拠点がある地方公共団体や国際交流団体などです。
2. 貸し出した国旗などは表敬訪問、各種国際協力・交流イベント等、国際交流の促進を図るために使用してください。政治活動、宗教活動、営利活動に使用することはできません。
3. 貸出料は無料です。
4. 貸出期間は原則として2週間です。貸出期間を延長したい場合は、貸出期日終了日の前に連絡の上、下記「貸出手続き」の4の手続きを行ってください。

## 貸出手続き

1. 貸し出しを希望される場合は、電話で事前に利用状況確認をしていただいた上で、所定の「物品借用書」(第1号様式)に必要事項を記入・捺印し、②物品利用申請方法についてご理解のうえ、持参、メール、FAXのいずれかの方法で「物品借用書」(第1号様式)を提出してください。メール、FAXの場合は後日国旗等貸し出し物品を取りに来る際に、申込書原本を持って来てください。(※「物品借用書」(第1号様式)は当財団のHPよりダウンロードできます)
2. 利用期日が重複する場合は、貸し出しできない場合があります。
3. 申込みは、原則として国旗等貸し出し物品持ち出し日の10日前までにお問い合わせいたします。
4. 貸出期間を延長した場合は、再度「物品借用書」(第1号様式)を提出してください。

## その他

1. 国旗等貸し出し物品の引き渡しは(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団 国際交流課窓口で行いますので、直接取りに来てください。また返却も同様です。
2. 引き渡しは当財団の開館時間内に行います。  
(休日：土、日、祝日、慰霊の日、12月29日～1月3日)
3. 故意または不注意により国旗等の貸し出し物品(紐、附属備品を含む)を紛失、破損した場合は、その購入金額を当財団に弁償していただきます。
4. ご使用の際に国旗等の貸し出し物品(紐、附属備品を含む)が汚れた場合、原状回復に必要な費用をご負担いただきます(新規購入・クリーニング等)。

## 附 則

この利用申請方法は、令和8年2月1日から施行する。